

議員発第 4 号

茨木市議会委員会条例の一部改正について

上記の議案を、地方自治法第112条及び茨木市議会会議規則第8条第1項の規定により、別紙のとおり提出します。

平成27年3月25日提出

提出者 茨木市議会議員

松	本	泰	典
滝	ノ	上	万
福	丸	孝	之
田	中	総	司
桂		睦	子

茨木市議会議長

坂 口 康 博 様

茨木市条例第 号

茨木市議会委員会条例の一部を改正する条例

茨木市議会委員会条例（平成15年茨木市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第15条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長がなお従前の例により在職する間においては、この条例による改正前の茨木市議会委員会条例は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。